官

金曜日

〇農林水産省令第二十一号

平成 19年3月30日

物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 号、第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、 植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)第五条の二第一項、 並びに同法を実施するため、第六条第二項、第七条第一項)実施するため、植へ、第七条第一項第

農林水産大臣

松岡

利勝

平成十九年三月三十日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

ビタケナガシンクイムシ」の下に「、チャノヒメハダニ」を「ナシヒメシンクイ」の下に「、 メイガ」の下に「、サガミハダニ」を、ソラマメゾウムシ」の下に「、ダイコンアブラムシ」 の下に「、クワコナカイガラムシ、ケナガコナダニ」を「コスズメ」の下に「、コナガ」を「コブノ トウ」の下に「、イシイハダニ」を、イボタガ」の下に「、ウスイロマルカイガラムシ」を、クワコ」 第五条の二第一号中「アサカミキリ」の下に「、アシノワハダニ、アシブトコナダニ」を「アワヨ 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する を、「チ ナシマ

バナナツヤオサゾウムシ」を、ヒラタコクヌストモドキ」の下に「、 プドウヒメハダニ」を、マメハルカイガラムシ」を、バクガ」の下に「、バショウオサゾウムシ、ハスモンヨトウ、バナナセセリ、 オカメムシ」を「ルリチュウレンジ」の下に「、ロビンネダニ」を加える。 ンミョウ」の下に「、 マルクロホシカイガラムシ」を、ミスジトガリヨコバイ」の下に「、 ミナミア

第二十四条第一項第二号中「名瀬市」を「奄美市」に改める。

|号中「三の項」を「三の項及び四の項」に改める。 第三十五条の四第一項第一号中「及び二の項」を「、二の項、五の項及び六の項」に改め、 同項第

項を同表七の項とし、同表五の項地域の欄中「イタリア」の下に「、英国」を加え、英国、 びソラマメトゥルー モザイクウイルス」を削り、同項を同表十一の項とし、 項植物の欄中「供しうる」を「供し得る」に改め、同表十の項地域の欄中「シリア」を「イラン、シ 同項植物の欄中「供しうる」を「供し得る」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項地域の欄中 エト連邦、旧チェッコスロヴァキア」を「旧ソビエト連邦、旧チェコスロバキア」に改め、同項を同 とし、同表八の項地域の欄中「ベトナム、」を削り、中華人民共和国」の下に「、ベトナム」を加え、 に改め、同項植物の欄中「そらまめ」の下に「及びひらまめ」を加え、同項検疫有害動植物の欄中, 及 リア」に改め、イタリア」の下に「、英国」を加え、英国、エジプト」を「エジプト、エチオピア」 旧ユーゴースラヴィア」を「旧ソビエト連邦、旧チェコスロバキア、旧ユーゴスラビア」に改め、 北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、旧ソヴィエト連邦、旧チェッコスロヴァキア、 ア」を「、ソマリア」に改め、「、 表六の項とし、同表四の項地域の欄中「マレーシア」の下に「、英国」を加え「英国、ウガンダ」を 「、ブラジル」を削り、同項を同表九の項とし、同表七の項地域の欄中「タイ」を「イスラエル、タ ン及び北アイルランドに限る。 以下この表において同じ。)」 を加え、英国 (グレート・ブリテン及び 「インド」の下に「、英国」を加え、英国、旧ソヴィエト連邦」を「旧ソビエト連邦」に改め、 ニジア」の下に「、モーリシャス」を「コロンビア」の下に「、ブラジル、ベネズエラ」を加え、同 ン」を削り′1パキスタン」の下に′、ヨルダン」を′1イタリア」の下に′、英国 (グレート・ブリテ 別表一の一の項植物の欄中「供しうる」を「供し得る」に改め、同表二の項地域の欄中「、 ウガンダ」に改め、ケニア」の下に「、コートジボワール」を加え、コートジボワール、ソマリ 「供しうる」を「供し得る」に改め、 ベネズエラ」を削り、ブラジル」の下に「、ベネズエラ」を加え、 同項を同表四の項とし、 同表二の項の次に次のよう 同表九の項を同表十の項 旧ソヴィ

۲	オーストラリア、ニュージーラン	三 オランダ、フランス、ベルギー、
· 私	くごぼう、トマト及びばれいしよの	アスパラガス、おらんだいちご、き
	コブセンチュウ	ニセコロンビアネ

別表一に次のように加える。

ン アエト	バノン、イタリア、英国、オース十二シリア、中華人民共和国、レ
	供するもの
	モザイクウイルスソラマメトゥルー

| 五の項地域の欄中「、 オス」の下に「、エジプト」を加え、同項植物の欄中「きまめ」の下に「、ごれんし」を加え、同表 欄中「、ベトナム」を削り、ブルネイ」の下に「、ベトナム」を加え、同表四の項地域の欄中「、ベ え、英国 (グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、旧ユーゴーの下に「、英国 (グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)」を加 トナム」を削り、中華人民共和国」の下に「、ネパール」を、ブルネイ」の下に、 スラヴィア」を「旧ユーゴスラビア」に、ニカラグァ」を「ニカラグア」に改め、同表二の項地域の 別表二の一の項地域の欄中「、ヨルダン」を削り「トルコ」の下に「、ヨルダン」 ヨルダン」を削り、 ミャンマー」 の下に「、 ヨルダン」を加え、 旧ソヴィエト ベトナム」をコラ を、「イタリ

の

東ティモール」に改め、ブルネイ」の下に「、ベトナム」を加え、同表八の項地域の欄中、旧ソヴィ

同表六の項地域の欄中「、ベトナム」を削り、東チモール」

邦」を「旧ソビエト連邦」に改め、ボリビア」の下に「、ニュージーランド」を加え、

与緯 論二 島十

||二十七度十分以北の||北緯二十七度五十八

南西以 諸南 覧 北

ミカンキジラミ

[邦」を「旧ソビエト連邦」に改め、

「イタリア」の下に「、英国」を「スウェーデン」の下に「、スペイン」を、モルドバ」の下にビエト連邦」に改め、同表十六の『坩堝の欄中・ニノミン・ニノン」 ルグアイ、ブラジル、ベネズエラ」に改め、同表十四の項地域の欄中「旧ソヴィエト連邦」を「旧ソタリカ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、ハイチ、プエルトリコ、ホンジュラス」に「ブラジル」を「ウアフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、エルサルバドル」に「ジャマイカ」を「コス ネズエラ、ペルー」に改め、同表十二の項地域の欄中「イスラエル」を「アラブ首長国連邦、イエメ チェコスロバキア、旧ユーゴスラビア」 を「旧ソビエト連邦」に、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国」を「エジプト、チュニジア、 ン、イスラエル」に改め、「トルコ」の下に「、ミャンマー、ヨルダン」を加え、旧ソヴィエト連邦」 項地域の欄中「キプロス」の下に「、トルコ」を、イタリア」の下に「、 英国」を、 スペイン」の下 スラヴィア」を「旧チェコスロバキア、旧ユーゴスラビア」に改め、同表十の項地域の欄中「イタリ に「、チェコ共和国」を加え、「英国、旧ソヴィエト連邦」を「旧ソビエト連邦」に、「ペルー」を「ベ 別表三に次のように加える。 十七 イエメン、インド、インドネー七 イエメン、インド、インドネール、アフリカ州、アメリカ合衆国、ブラジー、リカ州、アメリカ合衆国、ブラジーがア、ミャンマー、ラオス、アフリカ州、アメリカー、クロッグ・サーバ、バブアニューギニア・カンボジア、サウジアラビール、バブアニューギニア 四 五 の下に「、英国」を加え、英国、旧ソヴィエト連邦」を「旧ソビエト連邦」に改め、同表十一の 与緯 論二 島十 く島 2 (大東諸島を含み、与: 北緯二十七度十分以南 |十七度十分以北の南西諸| 可論島を除る 覧 、北 に改め、同表に次のように加える。 く。) 属植物の生植からたち属、 |植物(種子及び果実を除った。 ング病菌 カンキツグリーニ ング病菌カンキツグリー ミカンキジラミ

官

·頃地域の欄中「イタリア」の下に「、英国」を加え、英国、旧チェッコスロヴァキア、旧ユーゴー 別表七の五の項有害動物又は有害植物の欄中「及びカンキツグリーニング病菌」 別表六中「有害動物」 く。) 島 (大東諸島を含み、与五 北緯二十七度十分以声 与緯 論二 島十 二十七度十分以北の南西諸島、北緯二十七度五十八分以南、北 の下に「又は有害植物」を加え、 与論島を除い南の南西諸 マエグロブシス・チヴァリエリ、アエグロブシス・チヴァリス・ディア・カーオバゲッキッ、ウラウオ、オオバゲッキッ、ウラウオが、カラウセナ・アニスキャインディンドラウセナ・アウスキャインディンドラウセナ・アウスキャインディンドランギ・クレスラウセナ・アウスス・ダウイ、パンブルナ、ミクロシトロプシス・ギレティアウス、ジウイングレア・カロシトラス・ゲッキッ、グリーオレンス、アフラマ・ボリノギ、デクレスウウェブリス・デクレスラウィングレア・カロシーラス・ゲーカーキシオン、アフラーがあかん属の生植物(種子及び来東及びみかん属の生植物(種子及び来来東なく。) の生植物(種子及び果実を除く。) アエグロプシス・チヴァリエリ、ア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ア・グルティノーサ、ゾウリンゴ、ア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ア・グラウセナ・インディカ、シトリス、ワンピ及びさるかけみかん属リス、ワンディア・ミシオニス、カロデ・アエグロプシス・チヴァリエリ、ア・アエグロプシス・チヴァリエリ、ア・カーディア・ア・デッター の生植物(種子及び果実を除く。) アエグロプシス・チヴァリエス、カロディノーサ、ゾウノリンゴ、ア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、フラウをナ・インシス、グミミカウイ、ミクロシトラス・ウベリ、スウラウとナ・インシス、グミミカウイ、ミクロシトラス・アウストラフィングレージを、アウストラス・チヴァリエリ、ア・アエグロプシス・チヴァリエリ、ア・アエグロプシス・チヴァリエリ、ア・アエグロプシス・チヴァリエリ、ア・アエグロプシス・チヴァリエリ、ア・アー 同表に次のように加える。 ング病菌カンキツグリー ング病菌カンキツグリー を削り、 同表に次

別記第一号様式を次のように改め

一十七度五十八分以南、

北緯二十七度十分以北の南西諸島、

与論

ング病菌カンキツグリー

のように加える。

,北緯二十七度五十八分以南、

北緯二十七度十分以北の南西諸島、

与論

ミカンキジラミ

北緯二十七度十分以南の南西諸島(大東諸島を含み、

与論島を除く。

ング病菌 カンキツグリーニ

官

平成 19年3月30日 金曜日

植

植物 物防

防疫

的 疫 法 第 五 条 第

項

0

規定による証

様式 角 紙 の大きさは、 日本工業規格A6とし、 中 -央点線の 所から二つ折りとする。 (第五条関

(イ) 表 面

第

第 2 求前を五 た項る物 と見きたり は、これなどは、それなどは、それなどは、それなどは、それなどは、それなどは、これなどは、これなどは、これなどは、これなどは、これなどは、これなどは、これなどは、これなどは、これなどは、これなどは、これなどは れるの植 を権身物 皇旗分防 示を行う なければない。 ば をの な又携法 な関した い。係 ょ 者且9 何の要が職務

罰四 一 し妨 金十 が条執条 五第陳げ第に一略あ第行 四述、四処条 各号 の若忌の 規定に対規定に対 \mathcal{O} に該当する者は、 よ虚又よ く る 偽 は る の 同 検 令陳項查 に述の若 に違反した者の規定による質問行しくは集取を行 三十 方円 間拒 以 にみ 下 対 \mathcal{O}

(裏面

第 第 2 取た植、お四・農三 ・き所容防る 4る有器止と前すめ物貯そ条3林条 写 し包す認項る必及蔵れ 、装るめのこ要び所が植 又、たた規とな容、あ物 号 水 植 産こ物 真 物 略 あ物略省の防 は土め場定が最器倉る防 防 に法疫 年 は上の場上が取る層の的管地必合にで少包庫植疫理、要によき量装、物官す貯がおる。際はませい 植律法 疫 物に 防規抄 官 月 疫官 る蔵あい検 限を業は 者所るて査に、と、の り検所容有 、査、器害 を含 に、と、の 対**倉**きこ結 日 置検 当し船包動 該 、車装物 農林 交付 產 く。疫 省 し庫はれ果 印 水 植関又が又 又 な そ事植駆有 は 物係はあは の業物除害 又者航る有 防 はに空と害容質機認植 消所防し動毒、疫、物 除 生氏官 に 年 従事され を船官又又 器間にめ物 包装をときるとき 莧 命車ははは ず又、そ有 日名職 るは当の害 せるため、 を入八こ無はりはし、て こ航該ま植 と空植ん物 が機物延がでを、をあ で査当土い 集の該地る

(口) (表 画 植 (植物防疫法第五条第一項の規定による証票)に物防疫員証 (裏面 第 写

号 植 真 物 年 防 疫 月 員 交付 産省印 農林 水 生氏所 年 月 日名属

間、これを取り繕って使用することができる。 間、これを取り繕って使用することができる。 で、項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則別記第一号様式によるものとみなす。 (経過措置) (施行期別記第一号様式の改正規定は公布の日から、別表一の改正規定(同表八の項地域の欄の改正規定中「、ブラジル」を削る部分を除く。)は平成二十年四月十二日から施行する。 (経過措置) (施行期日) (施行期日)